

ヴァイマル共和国とドイツ国家国民党：「共和化」の検討

| | |
|----------|---|
| その他のタイトル | Weimar Republic and German National People's Party : A Consideration of its 'Republicanization' |
| 著者 | 岡本 勇貴 |
| 雑誌名 | クリオ = Clio : a journal of European studies |
| 巻 | 34 |
| ページ | 16-26 |
| 発行年 | 2020-07 |
| URL | http://doi.org/10.15083/00079640 |

ヴァイマル共和国とドイツ国家国民党

——「共和化」の検討——

岡本 勇貴

1. 序論

(1) 問題の所在

ヴァイマル期ドイツは、ナチ党（国民社会主義ドイツ労働者党）との関連で論じられることが非常に多い。ナチ党の台頭がいかにかに生じたのかを、ヴァイマル期の政治、経済の失策に求めたり、「特有の道(Sonderweg)」論のように帝政期からの連続性に求めたりする研究は数多い。しかし、ヴァイマル期はナチ・ドイツの単なる前史ではない。そこには第一次世界大戦での敗北を経験し、改めてドイツのあるべき姿を模索する動きがあった。その模索はドイツ民族を称揚する民族至上主義的(völkisch)なものだけではなく、議会制民主主義や近代化、近代文化の定着、あるいは中欧統合論や平和主義運動をも含む多様なものだった¹。最終的にナチズムに至ったとはいえ、その模索を失敗へ至るものとばかり捉えるのは、後世から見た決定論的な見方である。ヴァイマル期の研究はそのような見方に囚われることなく、当時開かれていた可能性やその実現の模索にも目を向ける必要がある²。

以上を念頭に置き、本稿ではドイツ国家国民党(Deutschnationale Volkspartei 以下 DNVP)に焦点を当てる。この政党は十一月革命や敗戦を目の当たりにして成立し、君主主義や反革命、反共和国を理念として掲げた保守政党だった。DNVPは1930年代のナチ党との協力関係について扱われることが多いが、ナチズムとの親和性が党指導部に表れるのは1928年にフーゲンベルク(Alfred Hugenberg)が議長に就任してからであり、それ以前は必ずしも民族至上主義的、反共和国的だったわけではなかった。DNVPの社会的、イデオロギー的な構成は雑多と評されており、党内の各派や利益団体への配慮から純然たる反対政党たり得ず、むしろ相対的安定期には親体的な姿勢も示した³。表が示すように、DNVPは1920年代の国会選挙では比較的多くの議席を得ていた。ヴァイマル期を通じてどの政党も単独過半数を獲得できず、連立政権が国政を担っていたため、閣内および閣外での協力は政治の安定化に不可欠だった。しかしヴァイマル期の政治は、ヴァイマル憲法がめざした多元主義的文化を背景に、

¹ 板橋拓己『中欧の模索——ドイツ・ナショナリズムの一系譜』創文社、2010年、139頁；竹本真希子「ヴァイマル共和国期の急進的平和主義者にとっての軍縮と平和——『ヴェルトビューネ』の記事から」『専修史学』56号、2014年、15-16頁；デートレフ・ポイカート(小野清美・田村栄子・原田一美訳)『ワイマル共和国——古典的近代の危機』名古屋大学出版会、1993年、139頁。

² 以下を参照；田村栄子「ヴァイマル共和国研究史——『ナチズムと近代の相克』の視点から」田村栄子・星乃治彦編『ヴァイマル共和国の光芒——ナチズムと近代の相克』昭和堂、2007年、1-2頁；Ursula Büttner, Ausgeforscht? Die Weimarer Republik als Gegenstand historischer Forschung, in: Aus Politik und Zeitgeschichte 68, 18-20/2018, S. 24.

³ Thomas Mergel, Parlamentarische Kultur in der Weimarer Republik: Politische Kommunikation, symbolische Politik und Öffentlichkeit im Reichstag, Düsseldorf, 2002, S. 323; Maik Ohnezeit, Zwischen »schärfster Opposition« und dem »Willen zur Macht«: Die Deutschnationale Volkspartei (DNVP) in der Weimarer Republik 1918-1928, Düsseldorf, 2011, S. 11. 本稿では議会制民主主義に立脚する共和制を「体制」と指す。

明確な世界観を持つ政党（世界観政党）が乱立しており、それらが妥協せずに対立しあう事態になっていたことが指摘されている⁴。そうした状況において、親体制化した DNVP には、その雑多な構成が議会政治の安定に利する側面や、ひいてはヴァイマル共和国の崩壊に代わる選択肢たり得る側面はなかったのだろうか。本稿で DNVP を対象とするのは、こうした視点によるものである。

表：ヴァイマル期国会選挙による主要政党の議席数

| | 1919年 | 1920年 | 1924年5月 | 1924年12月 | 1928年 | 1930年 | 1932年7月 | 1932年11月 | 1933年 |
|----------|-------|-------|---------|----------|-------|-------|---------|----------|-------|
| 総議席数 | 421 | 459 | 472 | 493 | 491 | 577 | 608 | 584 | 647 |
| 国家国民党 | 44 | 71 | 95 | 103 | 73 | 41 | 37 | 52 | 52 |
| ナチ党 | - | - | 32 | 14 | 12 | 107 | 230 | 196 | 288 |
| 国民党 | 19 | 65 | 45 | 51 | 45 | 30 | 7 | 11 | 2 |
| 中央党 | 91 | 64 | 65 | 69 | 62 | 68 | 75 | 70 | 74 |
| 民主党 | 75 | 39 | 28 | 32 | 25 | 20 | 4 | 2 | 5 |
| 社会民主党 | 163 | 102 | 100 | 131 | 153 | 143 | 133 | 121 | 120 |
| 独立社会民主党 | 22 | 84 | - | - | - | - | - | - | - |
| 共産党 | - | 4 | 62 | 45 | 54 | 77 | 89 | 100 | 81 |
| バイエルン人民党 | - | 21 | 16 | 19 | 16 | 19 | 22 | 20 | 18 |
| その他 | 7 | 9 | 29 | 29 | 51 | 72 | 11 | 12 | 7 |

以下をもとに筆者作成；Statistisch Reichsamt (Hrsg.), Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 52, Berlin, 1933, S. 539.

(2) 研究史

1920年代のDNVPを扱った政治史研究は、国内外で蓄積がある⁵。1920年代半ば以降のDNVPを扱う近年の研究は、かつてのナチ党との協力に焦点を当てるものから、議会制への参画に注目するものへと重心を移しつつある。その時期にはドーズ案の賛成を巡って党内で議会主義的な穏健派と民族至上主義的な急進派の対立が起こり、旧来の研究では党にとって危機的な時期と見なされてきたが⁶、研究の焦点が急進派から穏健派へと移っていると言えよ

⁴ ポイカート、前掲書、123-124頁；ホルスト・メラー「敵と友のはざままで」アンドレアス・ヴィルシング、ベルトルト・コーラー、ウルリヒ・ヴィルヘルム編（板橋拓己・小野寺拓也監訳）『ナチズムは再来するのか？——民主主義をめぐるヴァイマル共和国の教訓』慶應義塾大学出版会、2019年、18-21頁。

⁵ 代表的なものとして以下；大嶽卓弘「ワイマル共和国における人民保守派(I)——新保守主義の一試行」『史学』53巻2・3号、1983年、53-77頁；木村靖二「ドイツ国家国民党——1918-1920年」『史学雑誌』77編2号、1968年、1-44頁；平島健司『ワイマル共和国の崩壊』東京大学出版会、1991年；Attila Chanady, The Disintegration of the German National Peoples' Party 1924-1930, in: Journal of Modern History 39, 1967, S. 65-91; Lewis Hertzman, DNVP: The Right-wing Opposition in the Weimar Republic, 1918-1924, Lincoln, 1963; Daniela Gasteiger, From Friends to Foes: Count Kuno von Westarp and the Transformation of the German Right, in: Larry Eugene Jones, The German right in the Weimar Republic: Studies in the history of German conservatism, nationalism, and antisemitism, Oxford, 2014, S. 48-78; Jones, Conservative Antisemitism in the Weimar Republic: A Case Study of the German National People's Party, in: ebd., S. 79-107; Ohnzeit, Zwischen »schärfster Opposition« und dem »Willen zur Macht«; Michael Stürmer, Koalitionen und Oppositionen: Bedingung parlamentarischer Instabilität, in: Michael Stürmer (Hrsg.), Die Weimarer Republik: belagerte Civitas, Königstein, 1980, S. 237-253.

⁶ Philipp Nielsen, Verantwortung und Kompromiss: Die Deutschnationalen auf der Suche nach einer konservativen Demokratie, in: Tim B. Müller / Adam Tooze (Hrsg.), Normalität und Fragilität: Demokratie nach dem Ersten Weltkrieg, Hamburg, 2015, S. 310.

う。これに関連して、この時期の DNVP と議会政治の関係について述べた、メルゲルによる「静かな共和化(stille Republikanisierung)」というテーゼが重要な意味を持つ⁷。メルゲルは議会制民主主義の実践の場である国会に着目し、政治的分断を超えた議員間の結束を論じた。議会制を実務面から考察し、従来指摘されてきたヴァイマル期の議会主義の欠乏や、ナチ党と協力した反共和国的な DNVP のイメージに反論するものであり⁸、フーゲンベルク以前の DNVP 研究において重要である。メルゲルが明らかにしたのは、本会議では政党間の対立はあったものの、委員会では左派の社会民主党(SPD)から右派の DNVP に至るまで業務上の結束が生じていたということであった⁹。それは崩壊へ向かうものと見なされがちだったヴァイマル共和国において、政治機構がいかに遂行的(performative)と解釈できるかを再考させるものである。その中でメルゲルは、DNVP の議会政治への順応を「共和化」と表現した¹⁰。

DNVP が議会主義文化を営んでいたというメルゲルの主張を踏まえ、ライテルは議会主義の機能崩壊の原因を論じる中で、本質的な内因性の原因として DNVP の議会への参加が足りなかったことを挙げている¹¹。さらに政治学者リンスの議論も用いて準忠誠型(semiloyal) 反対派である DNVP を組み入れることが議会制民主主義の長命には重要だったと主張した¹²。ただし用語の使用に関して、ライテルは「共和化」は言い過ぎ(geht [...] zu weit)だとしている。この点はツィーマンも不適切とし、「静かな共和化」ではなく「静かな議会化(silent parlamentarization)」がより良いと評した¹³。また、メルゲルのテーゼに厳しく反論するものとして、キッテルの研究もある¹⁴。その反論の中で重きが置かれているのは、バイエルンやフォアポンメルン、ヴェルテンベルクにおける DNVP 党組織の反体制的性質の記述である。キッテルの反論は詳細な地域研究であり、自立性の強い党下部組織を扱ったものだが、議会における党の動向に着目したメルゲルへの反論としては些かの外れであるとツィーマンは指摘する¹⁵。また、ニールゼンは異なる視点から論を展開する¹⁶。ニールゼンは、「共和化」論を踏まえて検討すべきは DNVP が党内議論を通じてどこまで民主主義的になったかであるとして、DNVP 指導部が責任の概念を用いることで党員を親体制的に動員できたことを明らかにし、体制との妥協は可能で共和国を存命させ得ただろうと論じている。

⁷ Mergel, a. a. O., S. 323-331.

⁸ Manfred Kittel, „Steigbügelhalter“ Hitlers oder stille Republikaner?: Die Deutschnationalen in neuerer politikgeschichtlicher und kulturalistischer Perspektive, in: Hans-Christof Kraus / Thomas Nicklas, Geschichte der Politik: Alte und neue Wege, München, 2007, S. 203-204.

⁹ Mergel, a. a. O., S. 129.

¹⁰ Ebd., S. 323.

¹¹ Thomas Raißel, Funktionsstörungen des Weimarer Parlamentarismus, in: Moritz Föllmer / Rüdiger Graf (Hrsg.), Die Krise der Weimarer Republik: Zur Kritik eines Deutungsmusters, Frankfurt/M., 2005, S. 243-266.

¹² Ebd., S. 255. リンスによると、準忠誠型反対派とは、普段は民主体制に協力的だが、それが崩壊する危機に陥った際に、崩壊を担う勢力である反逆型反対派に協力するという決定的役割を持った反対派を指す。J・リンス(内山秀夫訳)『民主主義体制の崩壊——危機・崩壊・均衡回復』岩波書店、1982年(Juan Linz, The Breakdown of Democratic Regimes, Bd.1.: Crisis, Breakdown & Reequilibration, Baltimore, 1978.)。

¹³ Raißel, ebd., S. 256; Benjamin Ziemann, Weimar was Weimar: Politics, Culture and the Emplotment of the German Republic, in: German History 28, 2010, S. 562.

¹⁴ Kittel, a. a. O., S. 201-235.

¹⁵ Ziemann, a. a. O., S. 562-563.

¹⁶ Nielsen, a. a. O., S. 294-314.

DNVP の体制への姿勢の検討に際して、議会主義文化に順応していたことに鑑みれば、「共和化」を巡る議論は重要なものと思われる。しかし、上述の議論においてはもう一つ重要な議会外のアクターである、利益団体への注目が弱い。それは自らの利益を政治的次元で代弁してくれる政党と結びついて、ときに圧力をかけ、ときに支援した。DNVP の行動原理にはイデオロギー的な要因のみならず、帝政期より結びつきがあった利益団体の圧力が働いていたことは見落とせない。また、党が親体制化することで生じる弊害も踏まえ、民族至上主義的な DNVP 像と、議会主義文化に順応した DNVP 像の双方を批判的に検討する必要がある。

以上を踏まえ、本稿では「共和化」論の考察を検討の軸として、まず DNVP の結党の経緯および党に参加した人種主義者や暴力路線が周縁化される過程を述べる。そうして親体制路線に切り替えた DNVP が政権に接近を試みた事例や、入閣を果たしてから行動とその影響について論じ、最後に反体制派の台頭から読み取れる親体制路線の可能性と限界を考察する。なお、本稿では親体制化したとされる DNVP を対象とするため、時間的な射程は 1928 年 10 月、フーゲンベルクにより党の反共和国的イデオロギーが純化されるまでとする。

2. 結党と過激派の周縁化

(1) 党の性質

帝政末期、保守政党は広範に分立しており、このことは各党の統合、強化の点で不利に作用していた¹⁷。議会内では自由主義、民主主義勢力に遅れをとっており、さらに第一次大戦末期には十一月革命の勃発や保守勢力に対する敗戦責任論の高まりに直面した。保守勢力の置かれた情勢を変えるための新組織の形成は喫緊の課題となっていた¹⁸。こうした背景のもとで、帝政期の保守党を中心に、自由保守党、キリスト教社会派(Christlich-Sozialen)、民族至上主義者の四グループを主体として、1918 年 11 月 24 日に DNVP が結成された¹⁹。DNVP の党組織は議長、副議長、財務委員長、32 名の指導部からなる中央とその下部組織、および地方の州連盟とその下部組織に大別される²⁰。州連盟は中央からの自立性が強く、中央による組織化の試みも強い反対にあい挫折しているが、これは州連盟が党創設に伴い自発的に形成されたか、結集した四党の地方組織をそのまま転用したからであった²¹。また、大衆化の潮流に反して国家の保護と傘下の利益団体に依拠していた保守党の性格を引き継いで、DNVP の背後にも利益団体が存在した。DNVP の有力な利益団体には、農業を中心とする経済的な全国農村同盟 (Reichslandbund 以下 RLB²²)、民族至上主義的な大衆組織である全ドイツ連盟 (Alldeutscher Verband)、在郷軍人組織の鉄兜団 (Stahlhelm, Bund der Frontsoldaten)、ドイツ工業全国連盟 (Reichsverband der deutschen Industrie 以下 RDI)、キリスト教系労組などがおり、党の政策に大きく干渉した²³。

¹⁷ 大嶽、前掲論文、55-58 頁。

¹⁸ 大嶽、前掲論文、58 頁；Hertzman, a. a. O., S. 29-30.

¹⁹ Ohnezeit, a. a. O., S. 32; Chanady, a. a. O., S. 66-67.

²⁰ 大嶽、前掲論文、75-76 頁。

²¹ 木村、前掲論文、24 頁。

²² 1920 年以前は農業家同盟 (Bund der Landwirte)。

²³ もっとも、工業界は国民党 (DVP) との繋がりの方が強かった。大嶽、前掲論文、59, 66 頁；Chanady, a.

十一月革命から可能なだけ多くを救うという共通理解のもと広く保守派が妥協して集まった DNVP は、その始まりから一貫した立場を示せなかった²⁴。党の理念は反共和国、反革命であるにもかかわらず、党創設宣言には共和制や議会主義への基本的な受容が盛り込まれた。キリスト教社会派や労働者、リベラル派の支持も狙った内容で、その進歩的な内容は状況が余儀なくした仮の対応と見なされるが、広く批判された²⁵。1919 年に DNVP 議長ヘルクト (Oskar Hergt) が独断で発表した「秩序綱領 (Ordnungsprogram)」も同様の批判を招いており、この綱領は現体制との協力や妥協などと攻撃する党内過激派と党指導部が対立する契機となった²⁶。

また、反ユダヤ主義者が多数集まった DNVP だが、党としての反ユダヤ主義の立場は一貫しておらず、時の政治、経済の状況に左右されていた²⁷。DNVP 結成から間もない時期は、過激派に対する大衆の不快感ゆえ反ユダヤ的言説の公言を避け、党組織からのユダヤ人排除が議論された際にも反対意見が通っていた²⁸。1919 年の国会選挙運動ではさしあたり反ユダヤ的宣伝は反対されていたが、それが有効な政治的手段であることは党指導部も認めており、共和国最初期の社会不安や混乱を受けて反ユダヤ主義の雰囲気復活することとなった²⁹。同時に、人種主義者は独自に反ユダヤ主義を前面に出した活動を始め、反ユダヤ主義は副次的な役割に留めるべきとする党指導部は、この面でも対立を経験した³⁰。

(2) 路線の変更

1920 年 3 月 13 日、オストプロイセン州連盟幹部のカップ (Wolfgang Kapp) と軍人リュトヴィッツ (Walther von Lüttwitz) による大規模な共和国打倒を目論む一揆が発生し、事態が変わった。DNVP の支持基盤である東部のユンカーが多く参加したこの一揆には、DNVP からも指導部を除いて多くの参加者が出たが、党自体は中立の立場を取って静観していた。そのため一揆支持派から糾弾されたものの、ゼネストにより一揆の成功が見込めないとすると、DNVP は一転してヴァイマル憲法を支持する構えを見せた³¹。一揆の失敗は、武力変革が有効でないこと、ナショナリスティックな信条を政治的に実践しても僅かな賛同しか得られないことを示し、一揆の収束後、党内の暴力変革否定派や議会での問題解決を求める利益団体の声が大きくなった³²。

この路線変更は、党の人種主義者に関連する問題にも一応の解決を与えた。1922 年に反ユダヤ主義の強い派閥が DNVP の党内組織としてドイツ民族共同体 (Deutschvölkische Arbeitsgemeinschaft 以下 DVAG) を結成したが、同年 10 月のゲルリッツでの党会議で DVAG

a. O., S. 67.

²⁴ 大嶽、前掲論文、58 頁。

²⁵ 木村、前掲論文、6 頁；Ohnezeit, a. a. O., S. 32.

²⁶ 綱領は七項目から成り、非常に社会民主主義的な内容だった。木村、前掲論文、33-34 頁。

²⁷ Jones, a. a. O., S. 79.

²⁸ Ebd., S. 83; Gasteiger, a. a. O., S. 56-57; Hertzman, a. a. O., S. 46, 125-126.

²⁹ Hertzman, ebd., S. 126-127; Jones, ebd., S. 80.

³⁰ Gasteiger, a. a. O., S. 54-55.

³¹ 木村、前掲論文、38-40 頁；Chanady, a. a. O., S. 70-71; Hertzman, a. a. O., S. 95-103; Mergel, a. a. O., S. 324.

³² Gasteiger, a. a. O., S. 53; Hertzman, ebd., S. 169-170; Nielsen, a. a. O., S. 304.

指導部を党から除名する決定が下された³³。この背景には、党の統一を妨げ、党が人種主義に賛同しているイメージを与えかねない DVAG の活動を容認できないことだけでなく、同年夏の外相ラーテナウ (Walther Rathenau) 暗殺に DNVP が関与したのではないかという、時の首相ヴィルト (Karl Joseph Wirth) からの疑念を拭う必要があったことも挙げられる³⁴。現体制の枠内で行動する機運の高まりに際して、この疑念は決定的な障害であった。除名決定を受けて DVAG 指導部がドイツ民族自由党 (Deutschwölkische Freiheitspartei) として離脱すると、DNVP に政権への接近を求める声が聞かれるようになったという³⁵。しかし、人種主義者が特に地方で持つ影響力は看過できないものであったため、党組織内に民族主義全国委員会 (Völkischer Reichsausschuß 以下 VRA) を設け、彼らに居場所を与えた。人種主義者は地方において支持を集めたものの、1924 年の国会選挙運動では後述のドーズ案問題を前にして影を潜めることとなり、しばらくは与党との連立形成の妨げとされ党中央では周縁化された³⁶。

3. 党の親体制化

(1) 接近への試み

DNVP の政権への接近や協力の姿勢が強まるのが、1922 年から 1924 年にかけてであった³⁷。DNVP は反革命の理念から出発したものの、上述したカップー揆やヒトラーによる一揆 (1923 年) が失敗した後は、非合法的な手段による共和制の廃止は目指さず、連立政権への参加を目指す方針を取った。社会、経済的に依存し、政策に圧力をかけている利益団体の要求を政治的次元で実現するためには、政権への接近や中間政党への歩みを必要としたことも背景にあった³⁸。とはいえ決して共和制を承認するわけではなく、君主制への変革を長期目標とし、政治的影響力の保持や利益団体への配慮ゆえ共和制を受容せざるを得ないという立場を取り続けた³⁹。反共和国的な言説も放棄しておらず、共和制、十一月革命、大衆支配などに対する国民的立場からの反対を意味する「国民的反対 (Nationale Opposition)」というスローガンを用いていた。共和国への接近を求める利益団体と、共和国を敵視する原理的反対派との矛盾が内在することは DNVP の重要な性質の一つであり⁴⁰、党の行動原理が単純な立場によるものではないことは留意しなければならない。

政権への参加に向けて、1922 年に DNVP 議長ヘルクトや書記長のリンダイナー = ヴィルダウ (Hans-Erdmann von Lindeiner-Wildau) は、保守思想を民主的文脈に組み込むことを試み、特にリンダイナー = ヴィルダウは倫理的色合いの強い責任感情 (Verantwortlichkeitsgefühl) を用いて政権参加を訴えた⁴¹。その一例が、リンダイナー = ヴィルダウが旧軍人で法律家の党員

³³ Hertzman, ebd., S. 146; Jones, a. a. O., S. 84.

³⁴ Gasteiger, a. a. O., S. 55; Hertzman, ebd., S. 141-143; Jones, ebd., S. 84-85.

³⁵ 大嶽、前掲論文、65 頁；Hertzman, ebd., S. 157-158; Jones, ebd., S. 84-85.

³⁶ Jones, ebd., S. 85-88.

³⁷ Mergel, a. a. O., S. 325; Nielsen, a. a. O., S. 296.

³⁸ 大嶽、前掲論文、65 頁；木村、前掲論文、16-20 頁。

³⁹ Kittel, a. a. O., S. 209; Ohnezeit, a. a. O., S. 287.

⁴⁰ Chanady, a. a. O., S. 68-69, 71.

⁴¹ Nielsen, a. a. O., S. 296-297, 305.

ブレード(Felix von Bredow)に宛てた手紙の中で、純粋な反対政党として政権参加をも拒むことに対し、「それは臆病(Feigheit)と見なされ、責任感情の相当な欠如を示すものとなるだろう」と記したことである⁴²。もともと「責任」の訴えは1918年に左派であるSPDによる議会主義の要求に際して、責任内閣制という法的な義務として用いられていた⁴³。これに対し、選択の余地がない義務とは異なり、リンダイナー＝ヴィルダウの言う責任は負うか否かは自由だという点でより民主主義にふさわしいとされ、「臆病」という帝政期以来の軍人的な名譽規範とも結び付けて用いられたことで、DNVP支持者層を意識した保守的なニュアンスも帯びた⁴⁴。戦後に強まった妥協への反感を背景に、責任を訴えることで妥協への大義名分としたという見方もあるが⁴⁵、保守政党での動員にこうしたレトリックが用いられていることは注目し値する。

DNVPが政権に参加する好機は幾度かあったものの、その実現は1925年まで待たねばならなかった。まず、1922年11月に成立したクーノ(Wilhelm Cuno)内閣がDNVPに政権接近への期待をもたらした。クーノ内閣は非政党内閣であったが、その存続は中間政党の支援に依存していたため、党指導部は影響力の増大を期待した。特にDNVP党員のヘルフェリヒ(Karl Helfferich)はクーノと個人的な繋がりを有しており、ルール危機においてクーノ内閣が愛国的アピールを用いた際、その繋がりが政権接近への鍵を握っていると考えられた。しかし、クーノはルール危機での事態の悪化を改善できず退陣させられたため、DNVPの目論見は失敗に終わった。続いて成立した第一次シュトレゼマン(Gustav Stresemann)内閣でも、シュトレゼマン自身が右翼を非難していたことや、それに対するナショナリストの反発から、接近は期待できないものとなった⁴⁶。

次の機会の訪れは、ドーズ案問題に際してであった。DNVPはドイツの主権に干渉するドーズ案を「第二のヴェルサイユ」と非難し、国民感情に訴えて反対した。これが功を奏して1924年5月の国会選挙で大勝したが、DNVPは最終的にドーズ案に賛成することになる。それは、利益団体が産業的な利益からDNVPにドーズ案に賛成するよう無視できない圧力をかけたからであった。RLBはDNVPの反ドーズ案キャンペーンを支持していたものの、高い農業関税の実現のために政権への接近を考えるようになり、産業の振興とそれに伴う労働条件の改善を見込んでRDIやキリスト教系労組もドーズ案の支持を表明した⁴⁷。さらに、ドーズ案に反対を示すDNVPの有力者であるヴェスタルプ(Kuno von Westarp)に対して、ヘルクトが政権参加や右派としての影響力の保持のために賛成を促したことなどに見られる、党内のプラグマティックな傾向もドーズ案賛成への傾きに影響し、とりわけ賛成と引き換えにシュトレゼマンや中央党がDNVPの入閣を約束したことが決定的要因となった⁴⁸。賛成投票では党员個人の判断に委ねられることになり、DNVP議員の約半数が賛成する結果となった⁴⁹。

⁴² 1922年2月16日ブレード宛てリンダイナー＝ヴィルダウの書簡。Ebd., S. 300.

⁴³ Ebd., S. 295.

⁴⁴ 将校にとって臆病さは大罪に等しいものと受け取られていた。Ebd., S. 302, 305.

⁴⁵ Ebd., S. 300-301.

⁴⁶ Hertzman, a. a. O., S. 187-189.

⁴⁷ 大嶽、前掲論文、65-68頁；Mergel, a. a. O., S. 326.

⁴⁸ Ebd., S. 311.

⁴⁹ 内訳は賛成48人、反対52人、欠席6人。Mergel, ebd., S. 326; Nielsen, a. a. O., S. 296.

選挙スローガンを裏切ったことへの非難もあったが、DNVP のドーズ案への賛成姿勢を見た DVP や中央党が、DNVP を政権に組み込もうとする動きを見せるようになった。しかし、依然として政権内の反対勢力は無視できなかった。時の首相マルクス(Wilhelm Marx)は右翼だけの拡大は英仏や SPD の反発を招くとし、SPD も含めた大連合を主張したが、SPD と DNVP の相互牽制が激しく、ブルジョワ連合に反対する DDP の主張もあって DNVP の参加は果たされなかった⁵⁰。政権への接近がより現実味を増していく結果となった要因は利益団体の意向であり、それに伴う政権与党の DNVP への評価も重要だったと言えよう。ただしドーズ案に賛成したのはあくまで約半数の党員である。支持へ働きかけた利益団体も地域的に西部が中心であり、東部の党下部組織では強く反対が叫ばれていた⁵¹。このように、党の中央と地方では行動に違いが見られていたことは留意せねばならない。

(2) DNVP の入閣

この第二次マルクス内閣に続いて組閣された第一次ルター(Hans Luther)内閣(1925年1〜12月)で、DNVP は連立政権への参加を果たした。ルターは議員団との密接な提携なしに信任者を得て専門閣僚に任命したものの、実質的にはブルジョワ連合内閣が成立したため、DDP や偏った連立に反対する中央党からの攻撃に遭い議会基盤は脆弱だったとされるが、この内閣は経済界、農業界から強い期待を寄せられた。関税や税制の問題では利益団体間での利害調整がなされており、経済界、農業界に有利な結果をもたらすこととなった⁵²。この内閣では DNVP から、内相にシーレ(Martin Schiele)、経済相にノイハウス(Albert Neuhaus)、蔵相にシュリーベン(Otto von Schlieben)が任命された⁵³。

利益団体は党を望ましい政策を実現させる手段と見なしており、例えば RLB は地方の住民を動員して党を支援するとともに、党に現体制との協働を迫った。そのため、この時期の DNVP は利益団体への配慮が色濃く見られた⁵⁴。DNVP がこの内閣で狙ったのは、財政、経済政策での影響力の行使、さらには地主を優遇した税制改革や農工業を守る関税立法だった。DNVP は 1919 年のエルツベルガー(Matthias Erzberger)による中央集権的な税制改革を批判しており、新たな改革では州の影響力を強化することが目指された。蔵相シュリーベンによる税制改革では最高所得税率の低下などを実現した。望み通りにいかない点もあったが、DNVP は国家財政の安定化を重視して大きな反対をせず、改革は遂行された⁵⁵。しかし党内に様々な利益団体を抱える DNVP は、一貫した政策を行うことが困難だった。スペインとの通商条約締結を巡る交渉において工業界は賛成したが、ワイン用果樹栽培農家を中心とする農業界はスペインとの競争激化を恐れてこれに反対した。スペインとの条約がない状態を避けたいという政府の意向や、関税の要求を通すための DNVP の妥協から、条約は農業界の反対にもか

⁵⁰ 平島、前掲書、26-27 頁；Mergel, ebd., S. 326-327.

⁵¹ 大嶽、前掲論文、66, 68 頁；Ebd., S. 328-329.

⁵² 平島、前掲書、29 頁。

⁵³ 大嶽、前掲書、77 頁；Ohnezeit, a. a. O., S. 285.

⁵⁴ 熊野、前掲論文、68-69 頁；Ohnezeit, ebd., S. 300.

⁵⁵ Ebd., S. 287, 297-299.

かわらず締結された⁵⁶。これによりワインの関税率が低く抑えられ、1924年8月から続いていた独仏通商条約交渉においても同じ関税率適用が定められた。この農業を犠牲に工業輸出を拡大する通商条約政策を、履行政策に必要なものとドイツ政府は見なしていたが、DNVPやRLBは激しく反対し、意見調整の手段もなく合意が形成されなかった⁵⁷。

なお、独仏通商条約は1927年8月に締結されるが、そこで重要な役割を果たしたのは議員団による連絡委員会だった。委員会は1926年のDNVPが下野した第二次ルター内閣時に、議院内基盤の弱い少数派内閣における意見調整のために設置された。1927年の第四次マルクス内閣において、条約中のワインや野菜などに関する協定に対し、DNVP議員やRLBだけでなく一部の中央党議員からも反対が叫ばれていたものの、DNVPと中央党の議員団は履行政策に向けた独仏関係強化のために協定に合意し、両党議員を説得させ締結まで漕ぎつけた⁵⁸。第四次マルクス内閣の混迷については後述するが、この時期にあって意見調整を可能にした議員団による連絡委員会が、政治の安定に貢献したことは間違いない。

他方、経済的な利害に直接関わらないところでは保守的な思想の展開は健在していた。1925年1月のシュトゥットガルトにおけるヴェスタルプの演説では、君主制や皇帝、帝国への回帰が訴えられ、聴衆も拍手喝采という反応を示した⁵⁹。また、1925年2月28日に大統領エーベルト(Friedrich Ebert)が亡くなったことを受けて、ヴェスタルプは3月7日に保守系の新聞『クロイツツァイトゥング(Kreuzzeitung)』紙上で、「[国民による選挙を経ずに、]ヴァイマル国制によって大統領に選ばれたエーベルトはドイツ民族を体現する者ではない」と攻撃した。大統領選挙でDNVPはSPDや共和国を敵対視する候補者を支援し、第一回選挙で擁したヤレス(Karl Jarres)、第二回選挙で擁したヒンデンプルク(Paul von Hindenburg)は共に最も票を集めており⁶⁰、その思想は依然として支持を集めていたと言えよう。そうした思想から、第一次ルター内閣ではDNVPは他の政権与党と外交面で対立を深めていた。ロカルノ条約の議論に際して、条約調印は敗戦後の現状を承認、固定するものとして、VRAや全ドイツ連盟など党内外の右翼団体、保守派から強い反対が叫ばれた。1925年10月にロカルノ条約が調印されると、経済的な利益団体は残留を求めたものの、条約反対派の地方組織と右派の台頭が勝る結果となり、条約反対を表明してDNVPは政権から離脱した⁶¹。

このような、実務とは別の次元におけるDNVPの反共和国的な理念に鑑みれば、「共和化」と言ってしまうと党の性質を誤って捉えかねず、ツィーマンの「議会化」がふさわしいという指摘はもっともであろう。しかし、ライテルが言及したDNVPの議会内への組み込みについては、与党との対立点が大きく影響しただろう。加えて、党内急進派や他の右翼からの反対も考慮すれば、DNVPの議会制へのさらなる参加は、指導部が政権への協力姿勢を示しても容易に叶うものではなかったと言えよう。

⁵⁶ Ebd., S. 303-304.

⁵⁷ 北村厚「シュトレゼマン時代におけるドイツ通商条約政策の政治過程——独仏通商条約交渉を中心に」『法政研究』73巻3号、2006年、593, 603頁。

⁵⁸ 同論文、607-609頁。

⁵⁹ Ohnezeit, a. a. O., S. 287.

⁶⁰ 「クロイツツァイトゥング」は通称で、正式には Neue Preußische [Kreuz-]Zeitung であった。Ebd., S. 310-317.

⁶¹ 大嶽、前掲論文、68-69頁；Jones, a. a. O., S. 89; Ohnezeit, ebd., S. 331-333.

(3) フーゲンベルクの台頭

DNVP は 1927 年の第四次マルクス内閣で再び入閣を果たすが、その経緯や結果は混迷に満ちていた。マルクス率いる中央党や DDP は大連合での中道政権を試みたが、SPD が閣外協力を拒否し、DVP も中道政権への参加を拒んだため組閣が困難な状況だった。さらにヒンデンブルク大統領がブルジョワ連合でなければ議会を解散させると表明したため、議会政治の混乱を避けるために第四次マルクス内閣は DNVP を含めたブルジョワ連合として発足した⁶²。関税引き上げを求める RLB とそれに反発する中央党傘下のキリスト教労組の対立や、その仲介役の DVP が DNVP に与するといった事態から、議会は混迷することとなった⁶³。

同時に DNVP 内部での対立も先鋭化した。DNVP は入閣にあたって中央党が起草した綱領を受け入れ、そのために共和国とロカルノ条約の法的妥当性を承認し、共和国保護法の延長に賛成した⁶⁴。DNVP が第一次ルター内閣でロカルノ条約に反対して下野したことから、利益団体は DNVP を見限りはじめており、そのため党が代わりに依存を強めていた地方組織や党内急進派から、綱領の受容に対する批判を浴びることとなった。1928 年の国会選挙で大敗していたことも相まって、フーゲンベルクや人種主義者らが反指導部の闘争を起こし、同年 7 月に時の議長ヴェスタルプが辞任、10 月にフーゲンベルクが議長に就任することとなった。DNVP はこれ以降、イデオロギー的に純粋な、利益団体に寄り添うことのない政党を志向するようになった⁶⁵。

フーゲンベルクの台頭が示すのは、DNVP の親体制化に際してその限界も見落としてはいけないということである。利益団体は決して統一がとれたものではなく、経済団体や民族至上主義的な団体、労働組合の間での対立のみならず、農業界と工業界で対立することもあった。このような背景のもとでは、一方面に偏った政策が各方面に不満の残る半端な政策しか行えず、安定した支持を得るのは困難だった。事実、経済団体を優遇する DNVP の穏健派は、急進派の反感を増幅させ、フーゲンベルクらの勢いに負けることとなった。ヴェスタルプはこれを問題として認識しており、団体間の対立は党の統一にとって望ましくないと考え、DNVP は党内の対立に常時苦慮していた⁶⁶。また、ドイツ社会の分断も党の統一を妨げた要因の一つと指摘されるが⁶⁷、これは DNVP が雑多な社会的構成を持ち、それらの対立を克服し得なかったことの表れであろう。

⁶² 平島、前掲書、38-39 頁；Chanady, a. a. O., S. 78; Ohnezeit, ebd., S. 318.

⁶³ 平島、前掲書、40-41 頁。

⁶⁴ 大嶽、前掲論文、71 頁；平島、前掲書、42 頁。共和国保護法は、ラーテナウの暗殺などを受け、右翼の取締りを強化する目的で 1922 年 7 月に可決されたが、司法界は右翼の暴力に寛容で、むしろ実際は左派に厳しく適用していた。特に右翼急進派の温床であったバイエルンではその効力が事実上停止されていたため、十分な成果はなかった。今井宏昌『暴力の経験史——第一次世界大戦後ドイツの義勇軍経験 1918～1923』法律文化社、2016 年、160 頁；木村靖二「ヴァイマル共和国」成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『ドイツ史 3——1890 年～現在』山川出版社、1997 年、145-146, 149 頁。

⁶⁵ 大嶽、前掲論文、69, 71-72 頁；Chanady, a. a. O., S. 79, 82-83; Jones, a. a. O., S. 90-91.

⁶⁶ Ohnezeit, a. a. O., S. 301.

⁶⁷ Mergel, a. a. O., S. 479.

4. 結論

DNVP は反革命、反共和国という理念から出発したが、議会内での勢力拡大へと路線を変更した。そこでは DNVP が議会政治の安定化に寄与し得たと見なせる側面もあったが、そこには心理的、政治的な働きかけが作用していた。ヴァイマル期に有権者の感情はユートピア的な期待とそれが叶わぬという苛立ちの間を揺れ動いており、こうした状況においては政治、特に民主主義への不安に対処し得る感情の重要性が増してくる⁶⁸。もともと、リンダイナー＝ヴィルダウらの試みが党員の全てを動員できたわけではない⁶⁹。保守的なレトリックが心理的な効果をどれだけ発揮したかよりも、それを民主的な文脈に組み込む努力が DNVP においてなされたことのほうが注目に値する。こうした感情的要因に対し、議会での協力へ DNVP を推し進めた重要な存在こそが、利益団体とその圧力であった。相対的安定期の DNVP に政権参加や政策実現への圧力をかけた有力な利益団体の一つが、農業界の利益を代表する RLB である。それは選挙での動員や宣伝、献金という点から DNVP にとって重要な存在であり、特に第一次ルター内閣ではヴァイマル共和国の議会政治を裏で支え得る存在だったと言えよう。また、議員団による意見調整が政党の対立にもかかわらず機能していたことも考慮すれば、反共和国的な理念が議会政治の不安定さに直結したとは必ずしも言えない。

ただし、DNVP が経済的な利益団体の利害を代弁する役割を前面に出したことで、同時に別の利益団体や党内急進派の不満を募らせることにも繋がっていた。そこに DNVP の、政治的安定への処方箋としての限界が見えよう。DNVP の政策決定には利益団体が大きく影響しており、それを踏まえると「議会化」という形容も DNVP の性質の変化の一部を表すにすぎないものであり、背景にあった利益団体の影響力の増大を見落としかねない。

したがってヴァイマル期の議会政治にとって DNVP は、安定をもたらす要因が同時に不安定な要因をもたらしたという点で両義的であった。後世的な見方では、フーゲンベルクの台頭へと連なる要素が党の反共和国的な理念と相まって強調され得るが、党員や議員団が議会制へと接近する動きや、DNVP の議会主義文化の受容も確かに存在していた。本稿では DNVP 指導部や連立政権を中心に「共和化」論を検討したが、より詳細に検討するには政党内や政権内で完結することなく、広範な研究が求められる。特に、RLB は地方では選挙に際して住民を動員できるほどの影響力があったため、地方レベルでの活動も考察する必要もある。DNVP の地方組織が強い独立性を有していたことを考慮すると、RLB と地方組織の関係は党中央とのそれとは必ずしも一致しないだろう。それゆえ、キッテルのような地域研究は、DNVP の「共和化」論を補完しうる研究として改めて位置づけできよう。以上を踏まえて DNVP 議員団、利益団体、地方の党組織の関係、および利益団体間関係を詳細に追うことは、今後の課題としたい。

⁶⁸ Nielsen, a. a. O., S. 297-298.

⁶⁹ Ebd., S. 306-307.